１／１６（木）の発表

報道発表資料の配付日時　１月１６日（木）１５時００分

発表項目 （行事名）	江差保健所管内における水痘の流行について（注意報）		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	令和７年第２週（１月６日～１２日）において、江差保健所管内（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町）の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である１人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。 資料については、別添のとおりです。		
参考	※定点医療機関当たり１人を下回った場合、注意報は自動的に解除されます。その際の解除の発表は行いません。		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 （連絡先）	北海道檜山振興局保健環境部保健行政室（江差保健所）健康推進課長　松岡 ＴＥＬ　０１３９－５２－１０５３

水痘の流行について（注意報）

令和７年（2025年）１月16日（木）15時00分

北海道江差保健所
電 話：0139-52-1053

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和７年第２週（令和７年１月６日～令和７年１月12日）において、江差保健所管内（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町）の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である１人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

記

１　定点医療機関あたりの患者報告数（第２週（１月６日～１月12日）速報値）

区　　分	江差保健所	全　　道※	全　　国※
定点あたり患者数	１．００人	０．３１人	０．１４人

※注：全道、全国については第１週確定値（12月30日～１月５日）

２　水痘とは

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、主に小児に多く見られ、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。感染成立後、約２週間程度の潜伏期間を経たのちに発熱、発疹などの症状が出現します。典型的な例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）し、治癒しますが、一部は脳炎などを合併し、重症化することもあります。

とくに、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者の方、薬剤などの影響で免疫力が低下している方が感染した場合、重症化しやすいため、注意が必要です。

２　水痘の感染予防

空気感染、飛沫感染、接触感染により広がることから、最も感染しやすい感染症の一つとされています。

水痘の感染予防には予防接種が有効です。水痘患者との接触後７２時間以内にワクチンを接種することにより、発症の予防や軽症化が期待できます。

平成２６年１０月より、生後１２月から生後３６月に至るまでの間にある方を対象として、水痘ワクチンは定期接種となっています。

３　その他

（１）最近５週における定点医療機関あたりの患者報告状況（単位：人）

	第50週 (12/９～12/15)	第51週 (12/16～12/22)	第52週 (12/23～12/29)	第１週 (12/30～１/５)	第２週 (１/６～１/12)
江差保健所	1.00	0.00	0.00	0.00	1.00※
全　道	0.69	0.56	0.55	0.31	－
全　国	0.31	0.33	0.27	0.14	－

※第２週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/data.html）

（２）水痘の注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、江差保健所管内の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

＜水痘の注意報・警報発令基準値＞

【発令基準】注 意 報：１定点医療機関あたりの受診患者数が１週間で１人以上となった場合
警　　報：１定点医療機関あたりの受診患者数が１週間で２人以上となった場合
※警報発令後は１定点医療機関あたりの受診患者数が１人以上であれば警報を継続